

更生保護事業の体系の見直しに関する参考案

更生保護事業の体系の見直しに関する参考案

1 更生保護事業の体系の見直し

(1) 継続保護事業の見直し（第2条第2項関係）

「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」とし、更生保護施設に宿泊させて、地域生活への円滑な移行・自立を助ける上で、社会生活に適応させるために必要な生活指導として「特定の犯罪的傾向の改善を目的とする援助」をも行う事業であることを明文化する。

(2) 一時保護事業の見直し（第2条第3項関係）

「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」とし、従来の金品の給貸与を中心とする一時的な保護にとどまらず、通所又は訪問による継続的な保護を行い、地域定着を助ける事業でもあることを明文化するとともに、「社会生活に適応させるために必要な生活指導」（特定の犯罪的傾向の改善を目的とする援助を含む。）を行えることを明文化する。

(3) 連絡助成事業の見直し（第2条第4項関係）

「連絡助成事業」を「更生保護連携拠点事業」とし、現行の連絡助成事業の内容に、更生保護に係る連携の拠点としての新たな役割（いわゆる「更生保護ネットワーク」を構築する事業等）を加える。

2 参入要件・監督の在り方

(1) 国及び地方公共団体以外の者で宿泊型保護事業を営もうとするものは、法務大臣の認可を受けなければならないものとする。

(2) 国及び地方公共団体以外の者で通所・訪問型保護事業又は更生保護連携拠点事業を営もうとするものは、法務大臣に届け出なければならないものとする。

3 その他

更生保護施設が受刑者等の外出・外泊を受け入れる事業については更生保護事業法上の「公益事業」としての位置付けを維持することとし（第6条第1項関係）、外出・外泊を受け入れた際の取組（処遇）等の具体的な内容については、公益事業を具体的に定めた省令等において明確化する。

【参考（参考案を現行の更生保護事業法に当てはめたときの改正イメージ）】

※参考案「1 更生保護事業の体系の見直し」関係

（定義）

第二条 この法律において「更生保護事業」とは、継続保護事業宿泊型保護事業、一時保護事業通所・訪問型保護事業及び連絡助成事業更生保護連携拠点事業をいう。

2 この法律において「継続保護事業宿泊型保護事業」とは、次に掲げる者であつて現に改善更生のための保護を必要としているものを更生保護施設に収容し宿泊させて、その者に対し、宿泊場所を供与し、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導（特定の犯罪的傾向の改善を目的とする援助を含む。）を行い、生活環境の改善又は調整を図る等その改善更生に必要な保護を行う事業をいう。

一 保護観察に付されている者

二 懲役、禁錮又は拘留につき、刑の執行を終わり、その執行の免除を得、又はその執行を停止されている者

三 懲役又は禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者（第一号に該当する者を除く。次号及び第五号において同じ。）

四 懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中の者

五 罰金又は科料の言渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者

六 労役場から出場し、又は仮出場を許された者

七 訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者

八 少年院から退院し、又は仮退院を許された者（第一号に該当する者を除く。次号において同じ。）

九 婦人補導院から退院し又は仮退院を許された者

十 （略）

3 この法律において「一時保護事業通所・訪問型保護事業」とは、前項に規定する者に対し、更生保護施設その他適当な施設に通わせて、又は訪問その他の方法により、その者の生活の相談に応じ、社会生活に適応させるために必要な生活指導（特定の犯罪的傾向の改善を目的とする援助を含む。）を行い、宿泊場所への帰住、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、金品を給与し、又は貸与するし、生活の相談に応ずる等その改善更生に必要な保護（継続保護事業宿泊型保護事業として行うものを除く。）を行う事業をいう。

4 この法律において「連絡助成事業更生保護連携拠点事業」とは、継続保護事業宿泊型保護事業、一時保護事業通所・訪問型保護事業その他第二項各号に掲げる者の改善更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う連携の拠点として行う次に掲げる事業をいう。

- ・ 公共の衛生福祉に関する機関その他の者との協力体制の整備・充実や関係機関等相互間の緊密な連携の確保
- ・ 宿泊型保護事業や通所・訪問型保護事業に従事する者等の養成・研修
- ・ 宿泊型保護事業や通所・訪問型保護事業等への地域住民の参加のための援助
- ・ その他宿泊型保護事業や通所・訪問型保護事業等の更生保護を目的とする事業の健全な育成発達を図るために行う啓発、連絡、調整又は助成

5 この法律において「被保護者」とは、継続保護事業宿泊型保護事業又は一時保護事業通所・訪問型保護事業における保護の対象者をいう。

6・7 (略)

※参考案「2 参入要件・監督の在り方」関係

(継続保護事業宿泊型保護事業の認可)

第四十五条 国及び地方公共団体以外の者で継続保護事業宿泊型保護事業を営もうとするものは、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

一～七 (略)

(一時保護事業通所・訪問型保護事業及び連絡助成事業更生保護連携拠点事業の届出)

第四十七条の二 国及び地方公共団体以外の者で一時保護事業通所・訪問型保護事業又は連絡助成事業更生保護連携拠点事業を営もうとするものは、あらかじめ、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を法務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止しようとするときも、同様とする。

一～四 (略)

※参考案「3 その他」関係

(公益事業及び収益事業)

第六条 更生保護法人は、その営む更生保護事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を更生保護事業若しくは公益事業（犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生又は犯罪の予防に資するものとして法務省令で定めるものに限る。第四十二条第二号において同じ。）に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。

2 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該更生保護法人の営む更生保護事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。